

防府市新規就業者経営自立化支援事業費補助金交付要綱

平成24年10月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就業者に対して所要経費の一部を助成し就業直後の立ち上がりを支援する、新規就業者経営自立化支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において山口県漁業協同組合（以下「事業主体」という。）が防府市内で行う事業に要する経費について、別表に定める補助率により事業主体に対し補助金を交付する。

(事業対象者)

第3条 事業の対象者は、令和3年4月1日以降に経営を開始した（1）又は（2）のいずれかに該当する経営開始から1年を経過しない者で、（3）及び（4）のいずれも満たす者とする。

(1) 山口県漁業就業者確保育成センターが実施する2年以上の長期漁業技術研修（国又は市が実施する同様の漁業就業対策事業を含む。以下「研修」という。）を修了した者で、研修修了後1年以内に経営を開始する者

(2) 研修未実施の漁家子弟（市内で本人若しくは配偶者の祖父母、父母又は兄弟姉妹が漁業を営むものをいう。）であり、経営を開始するまでに漁業に従事していた期間が1年以上3年未満で支援金の受給開始時に45歳未満の者

(3) 漁業で自立可能な計画を有していること。

(4) 漁船を事業対象者名義で取得していること。ただし、事業対象者が家族（本人若しくは配偶者の祖父母、父母又は兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から漁船を取得したときにあっては、操業時に当該漁船に家族が同乗していないこと。

(事業の内容)

第4条 事業主体は、事業対象者に対し、別表に定める事業に要する経費を経営自立化支援金（以下「支援金」という。）として支給するものとする。

(研修・漁業経営計画書の提出)

第5条 支援金の受給を希望する事業対象者は、山口県の定めるチャレンジ漁業総合支援事業実施要領（令和7年3月31日付け令6水産振興第1101号、以下「県要領」という。）第3条第1項に基づき研修・漁業経営計画書を事業主体に提出するものとする。

2 研修・漁業経営計画書を見直す必要が生じた場合は、第1項の規定を準用する。

(事業実施計画の承認)

第6条 事業主体は、事業を実施しようとする場合は、県要領第3条第2項に基づき事業実施計画を策定し、同項に定められた事業実施計画推薦書を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業実施計画推薦書及び事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は、県要領第3条第3項に基づき審査会に諮るものとする。ただし、別表に定める事業に要する経費のうち4年目及び5年目の経費は、この限りでない。

3 市長は、県要領第4条第3項に基づき、事業主体に事業実施計画の承認の通知を行うものとする。ただし、別表に定める事業に要する経費のうち4年目及び5年目の経費は、市長が事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は、事業主体に事業実施計画の承認の通知を行うものとする。

4 事業実施計画の変更については、第1項から第3項までの規定に準じて行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第3項に規定する事業実施計画の承認を受けて、補助金の交付を受けようとする事業主体は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）を添付し、市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認める時は、補助金の交付を決定し、その旨を事業主体に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助

金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業計画の変更に係る承認の申請）

第9条 事業主体は、前条の補助金の交付の決定があった後、事業計画に変更を加えようとするときは、あらかじめ補助金の変更承認申請書（第3号様式）に変更後の事業計画書を添付し、市長に申請し承認を受けなければならない。

（支援金の支給）

第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた事業主体は、事業対象者から県要領第5条第1項に基づくチャレンジ漁業総合支援事業支援金交付申請書及び確約書（次項の規定に係るもの）を提出させ、支給が適当であると判断したときは、支援金の交付決定を行い、支援金を事業対象者に支給するものとする。

2 事業主体は、支援金の交付決定に際し、県要領第5条第2項に基づく条件を付するものとし、その際に支給期間とあるのは1年目から3年目までの支給期間と読み替えるものとする。

3 前項の条件に該当するか否かは、事業主体の判断によるほか、市長が第12条の規定に基づく営漁報告書及びその他必要な書類の内容を審査した上で判断するものとし、事業対象者が前項の条件に該当するに至った場合には、事業主体は市に対し、事業対象者に支給した金額を速やかに返還するものとする。

なお、市長は審査に際し、水揚げ伝票等の証書類の提出を事業主体に求めることがある。

（事業の中止又は廃止）

第11条 事業主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 事業対象者は、支給期間及び、1年から3年までの支給終了後3年までの間又は1年から3年までの支給期間の1.5倍までの間のいずれか長

い期間について、毎年度末日までに県要領第6条第1項に基づく営漁報告書を事業主体に提出しなければならない。

- 2 事業主体は当該年度の事業を完了したときは、事業実績報告書（第5号様式）に事業実績書（第2号様式）を添付し、事業の完了した日から起算して20日を経過した日、又は事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条の規定により通知を受けた事業主体が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第15条 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- （3） 事業主体が補助金の交付に関して付した条件に事業対象者が違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業主体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは事業主体に対し補助金に係る事業について報告を求め、又は市の職員に調査させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第4条関係）

事業に要する経費	補助率
事業に要する経費は、支給期間を最大5年間とし、年次ごとに次に掲げる金額を限度額とする。 (1) 1年目 月額125,000円、年額1,500,000円 (2) 2年目 月額100,000円、年額1,200,000円 (3) 3年目 月額75,000円、年額900,000円 (4) 4年目 月額50,000円、年額600,000円 (5) 5年目 月額25,000円、年額300,000円	全額を補助する。ただし、左記の(1)、(2)及び(3)は、県要領別表に基づく研修経費支援金又は実践経費支援金の交付決定を条件とする。